

# 鳥取縣公報

## 縣令

昭和十五年二月二日  
第一千一百一號

火曜日

本書ノ大凡ノ規定價格五割

◇鳥取縣令第二號

昭和十四年三月鳥取縣令第三號鳥取縣役肉用牛登錄規程左ノ通改正ス

昭和十五年二月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第二十條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ  
第二十條ノ二

畜産試驗場役肉登錄手續ニ依リ豫備登錄又ハ登錄補助牛登記ヲ受ケタル牛ハ本規程ニ依ル豫備  
登錄牛又ハ登錄補助牛ト看做ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 告 示

鳥取縣公報 昭和十五年二月二日 (第三種郵便物認可) 一



○鳥取縣告示第五十三號  
 縣立各學校ニ於テ昭和十五年四月入學セシムベキ生徒ヲ募集ス其ノ要項左ノ如シ詳細ハ夫々其ノ校  
 ニツキ照合スベシ

昭和十五年二月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

學 校 名	募 集 人 員	願 書 受 付 期 限	選 拔 實 施 期 日	選 拔 實 施 場 所
鳥取縣師範學校	本科第一部四〇人	自二月一日起至二月十五日	同 二月廿三日 同 廿四日 同 廿五日 (米子)	本校 鳥取市 米子市
	本科第二部四〇人	自二月一日起至二月廿一日	二月廿八日 同 廿九日	同
	專攻科 四〇人		三月六日	同
鳥取縣女子師範學校	本科第一部三〇人	自二月一日起至二月二十日	二月廿四日 同 廿五日	本 校
	本科第二部四〇人	自二月十日起至三月十日	三月十九日 同 廿日	同

鳥取縣立第一中學校	專攻科 一五人	自二月廿六日起至三月九日	三月廿四日 同 廿五日 同 廿七日	本 校
同 第二中學校	一〇〇人	自二月廿六日起至三月九日	同 廿六日 同 廿五日	同
同 米子中學校	二〇〇人	自二月廿六日起至三月九日	同 廿六日 同 廿七日	同
同 倉吉中學校	一五〇人	自二月廿六日起至三月九日	同 廿六日 同 廿五日	同
同 鳥取高等女學校	二〇〇人	自二月廿六日起至三月九日	同 廿六日 同 廿五日	同
同 補習科	五〇人	同 同	同	同
同 米子高等女學校	二〇〇人	自二月廿六日起至三月九日	同 廿六日 同 廿七日	同
同 補習科	五〇人	同 同	同	同
同 補習科	五〇人	同 同	同	同

同	倉吉高等女學校	一五〇人	自二月二十六日 至三月九日	三月二十四日同二十五日 同二十六日	同
同	根雨高等女學校	五〇人	自二月二十六日 至三月九日	三月二十四日同二十五日	同
同	八頭高等女學校	五〇人	自二月二十六日 至三月九日	三月二十四日同二十五日	同
同	倉吉農學校	一〇〇人	自二月二十六日 至三月九日	三月十八日同二十九日	本校 鳥取市
同	鳥取商業學校	一〇〇人	自二月二十六日 至三月九日	三月二十四日同二十五日 同二十六日	本校
同	米子工業學校	本科機械科五〇人	自二月二十六日 至三月九日	三月十八日同十九日 同二十日同二十一日	同
		同 應用化學科 三〇人	自二月二十六日 至三月九日	三月十八日同十九日 同二十日同二十一日	同
		同 電氣科四〇人	自二月二十六日 至三月九日	三月二十四日同二十五日 同二十六日同二十七日	同
		第二本科機械科 四〇人	自二月二十六日 至三月九日	三月十八日同十九日 同二十日同二十一日	同

同	日野農林學校	一〇〇人	自二月二十六日 至三月九日	三月十八日同十九日	本校 鳥取市
同	米子商蠶學校	商業科 五〇人	自二月二十六日 至三月九日	三月二十四日同二十五日	本校
		蠶業科 五〇人	自二月二十六日 至三月九日	三月十八日同十九日	同
同	鳥取工業學校	電氣科 四〇人	自二月二十六日 至三月九日	三月二十四日同二十五日 同二十六日	同
		金屬工業科四〇人	自二月二十六日 至三月九日	三月十八日同十九日	同
		同 應用化學科 三〇人	自二月二十六日 至三月九日	三月十八日同十九日 同二十日同二十一日	同

備考 學校ニツキ承合ノ場合ハ返信料添付ヲ要ス

◆鳥取縣告示第五十四號  
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル雜品(下駄)ノ販賣價格左ノ通指定ス  
昭和十三年十二月鳥取縣告示第七百五十九號雜品(履物類)中桐下駄桐臺指齒並鼻緒ノ指定價格ハ  
之ヲ廢止ス

昭和十五年二月二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

雜品(下駄)

種別	銘	柄	單位	販賣價格		備考
				卸賣	小賣	
男物下駄	直政	高幅 三寸八分以上 一寸六分	一足	〇、八二	一、〇三	
同	同	高幅 四寸二分 一寸六分	同	〇、八七	一、〇九	幅四寸二分ヲ超 ユルモノハ一分 ニ付三錢増トス
同	天一政	高幅 三寸八分以上 一寸五分	同	〇、四二	〇、五三	
同	同	高幅 四寸 一寸五分	同	〇、四五	〇、五六	
女物下駄	直政	高幅 三寸三分 一寸四分	同	〇、六五	〇、八一	
同	天一政	高幅 三寸二分 一寸四分	同	〇、三四	〇、四三	
男物指齒	ブナ齒	高幅 三寸五分 一寸八分	同	〇、四九	〇、六一	

鳥取縣公報 第一千一百一號 昭和十五年二月二日 (第三種郵便物認可) 九

同	樺齒	高幅 三寸五分 二寸八分	同	〇、五三	〇、六五	
同	樺齒	高幅 三寸五分 二寸八分	同	〇、六〇	〇、七五	
同	朴厚齒	高幅 三寸五分 一寸八分	同	〇、五一	〇、六四	
同	樺利久	高幅 三寸五分 一寸六分	同	〇、五一	〇、六四	
同	樺利久	高幅 三寸五分 一寸七分	同	〇、四九	〇、六一	
女物指齒	ブナ齒	高幅 三寸三分 二寸五分	同	〇、四六	〇、五八	
同	樺齒	高幅 三寸三分 二寸六分	同	〇、四八	〇、六〇	
同	樺齒	高幅 三寸三分 二寸五分	同	〇、五四	〇、六八	
同	樺利久	高幅 三寸二分 一寸四分	同	〇、四五	〇、五四	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 朴厚齒	六寸ブナ齒	同 朴厚齒	六五ブナ齒	同 樺齒	同 朴厚齒	七寸ブナ齒	同 朴厚齒	同 樺齒	ブナ利久
高幅 二寸四分	高幅 二寸九分	高幅 一寸五分	高幅 二寸二分	高幅 二寸五分	高幅 一寸六分	高幅 二寸四分	高幅 一寸七分	高幅 一寸四分	高幅 一寸四分
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇、二八	〇、二八	〇、三二	〇、三二	〇、四三	〇、四三	〇、四一	〇、四八	〇、三八	〇、三八
〇、三五	〇、三五	〇、四〇	〇、四〇	〇、五四	〇、五四	〇、五一	〇、六〇	〇、四八	〇、四八

鳥取縣公報 第一千一百一號 昭和十五年二月二日 (第三種郵便物認可) 一〇

同	同	同	同	鼻緒	同
同 朴厚齒	絹紡天鷲絨男上畏寸七スフ別珍裏	正絹二重紋女八重天裏加工折(細工)	混紡八重男寸八スフ別珍	混紡女八重寸五九	五五ブナ 高幅 二寸七分
高幅 一寸五分	裏ハスフ別珍幅八分七厘截	裏ハ混紡八重幅八分二厘截	裏ハスフ別珍幅九分	矢一尺二寸二分幅一寸五分截	高幅 一寸七分
同	同	同	同	小賣一足	同
三、九二	二、九二	六、六四	三、三八	四、二一	〇、二二
〇、五〇	〇、三八	〇、八七	〇、四一	〇、五五	〇、二八

鳥取縣公報 第一千一百一號 昭和十五年二月二日 (第三種郵便物認可) 一一

同	人絹交織二重紋女折ヌフ別珍裏 表ハ人絹交織二重紋矢一尺一寸幅七分三厘截 裏ハヌフ別珍幅七分三厘截 芯ハ新麻二百五十匁付	同	二、二〇〇、二七
同	柄物二重紋男寸ハヌフ別珍裏 表ハ柄物二重紋矢一尺一寸八分幅九分截 裏ハ幅九分截 芯ハ野州麻二百八十匁付	同	二、八九〇、三五
同	ペンベル二重金華山加工折(細工) 表ハペンベル二重金華山 裏ハ人絹長矢一尺一寸四分幅七分截 芯ハ野州麻三百十匁付	同	四、九三〇、六四
同	ペンベル一重金華山加工折(細工) 表ハペンベル一重金華山 裏ハ八重矢五寸七分截 芯ハ野州麻三百十匁付	同	四、五八〇、五九

一 本表以外ノモノニ付イテハ本表價格ヲ基準トセル格差ニ依ルベシ  
一 卸小買價格共賣方店頭渡價格トス  
男物セルロイド張ハ六錢五厘 二重張ハ十錢五厘 証張磨ハ五錢

女物同 六五同 増トス	五錢五厘 四錢五厘 同	九錢 八錢五厘 同	四錢 四錢 同
-------------------	-------------------	-----------------	---------------

◆鳥取縣告示第五十五號  
價格等統制令第二條第一項ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス  
昭和十五年二月二日  
鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區  
(イ) 名 稱 米子菓子業組合  
(ロ) 地 區 米子市 一圓

二 構成員タル資格  
地區内ニ於テ菓子類ノ製造ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日  
(イ) 額

種 別	銘 柄	單 位	卸賣價格	備 考
煎 餅	角玉、味噌、小判、豆入各上等	一〇〇匁	〇、二一	

同	砂糖付極上等	同	〇、三三
---	--------	---	------

(ロ) 實施ノ日  
昭和十五年二月二日

四 認可ニ附シタル條件  
一 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ  
二 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第五十六號

價格等統制令第三條第一項ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス  
昭和十四年十二月鳥取縣告示第八百十六號ハ之ヲ廢止ス  
昭和十五年二月二日

一 組合ノ名稱及地區  
鳥取縣知事 副 見 喬 雄

(イ) 名 稱 米子境港製麵製粉業組合

(ロ) 地 區 米子警察署管内、境警察署管内一圓

二 構成員タル資格

三 地區内ニ於テ製麵製粉並ニ販賣ヲ業トナス者  
統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日  
(イ) 額

種別	原 料	規 格	單 位	販 賣 價 格		備 考
				卸賣價格	小賣價格	
蕎麥粉	和 蕎 麥	並	百 匁	〇、一四〇	〇、一六〇	
同	同	上	同	〇、一五〇	〇、一七〇	
きな粉	青大豆 黃大豆		同	〇、二三五	〇、二九〇	
麥粉	大 麥		同	〇、一二〇	〇、一四〇	
米粉	粳白米 糯白米		同	〇、一六〇	〇、一九〇	
餅取粉	粳 白 米		同	〇、一四〇	〇、一六〇	
寒梅粉	糯 白 米		一貫匁	二、二五〇	二、四〇〇	



橋	粉	同	同	11,000	11,100
白玉子	同	同	同	11,000	11,100
打蕎麥	上	百匁	0.125	0.135	
同	並	同	0.110	0.130	

(ロ) 實施ノ日

昭和十五年二月二日

四 認可ニ附シタル條件

- 一 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- 二 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第五十七號

昭和十五年二月一日左ノ特別漁業權ノ存續期間更新ヲ免許セリ

昭和十五年二月二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一 免許番號 第二一九號

漁業權者 鳥取縣東伯郡赤碕町

有限責任赤碕町漁業協同組合

一 漁業權存續期間

自 昭和十五年二月一日 至 昭和二十五年一月三十一日

◆鳥取縣告示第五十八號

昭和十五年二月二日左ノ者ニ對シ動力糶業免許證ヲ下附セリ

昭和十五年二月二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

免許證番號	住 所	氏 名
一、二四七	西伯郡庄内村大字高田四百貳拾六番地	桑 本 知 義
一、二四八	西伯郡名和村大字名和千參百參拾參番地内第壹	田 草 友 信
一、二四九	西伯郡高麗村大字妻木參百五拾貳番地	大 場 政 一
一、二五〇	西伯郡高麗村大字保田拾番地	長 谷 川 虎 藏
一、二五一	岩美郡成器村大字吉野貳百參拾貳番地	小 谷 愛 藏
一、二五二	日野郡日光村大字富江百拾五番地	松 本 薰 明

◆鳥取縣告示第五十九號

大山村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年二月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

牧 重利 馬田 真一 下嶋 民衛 提嶋 章隆 松原 良藏  
谷村 益信 陶山 壽 野口榮太郎 宮長 庫久 中嶋 米八  
椎木 永壽 矢野元次郎 伊澤 元藏 池本 美實 荒山與右衛門

鳥取縣告示第六十號  
日光村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年二月二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

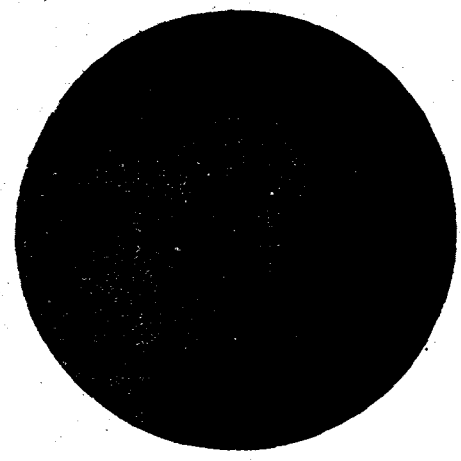
龜田房太郎 清水勝五郎 中島 龜利 木村卷三郎 益田和次郎  
遠藤 久治 内藤 甚平 谷口 貞市 森田 一愛

正 誤

昭和十四年十二月鳥取縣公報第八十七號登載鳥取縣告示第七百四十六號中左ノ通訂正ス

頁 數	段	行	正	誤
五	上	三	行	行
			二月二十日	二月十二日

事 變 特 報



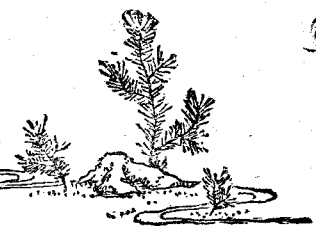
舉國一致  
盡忠報國  
堅忍持久

報 第三十九號

### 目次

- 一 事變處理と國民の覺悟……………(時局課)一九頁
- 一 本格的長期戦來る……………(同)二四頁
- 一 中等學校入學者選抜方法の  
新制度に就て……………(學務課)二八頁
- 一 般販産業方面の貯蓄勵行を望む……………(時局課)三四頁
- 一 紀元節國民奉祝實施要項……………(同)三六頁
- 一 紀元二千六百年紀元節奉祝實施項目……………(社會教育課)三八頁
- 一 舊正月の心構へ……………(時局課)四三頁
- 一 食堂等に對する食糧充實及  
物資の節約勸奨……………(同)四五頁
- 一 滿蒙開拓青少年義勇軍  
送出に一段の配意を望む……………(社會課)四六頁

防 閤 の 手 ・ 暴 利 の 手



### 事變處理

### 國民の覺悟

昭和十二年七月七日、突如として起つた日支兵の衝突事件は次々に發展又發展して、今や茲に戦を續けること二年六ヶ月、陸に海に將た空に忠勇なる我が將兵の勇戦奮闘は實に世界に類を絶し、其の間幾多の尊き犠牲、新東亞建設の偉大なる人柱は夥しいものがあり、尙戦の爲に傷ついて一生の幸福を國家に捧げた勇士達は、吾等の郷土にその輝かしい武勳を偲ばせてゐます。吾々は靖國の神となられた戦歿者に滿腔の感謝を捧げてその遺家族達を心から慰藉し、今後に於ける援護に萬全を盡さんことを誓ふと共に、榮譽ある

「瘡軍人各位に對して熱烈なる同情とその協力とを期するものであります。」

今やこれ等忠勇なる我が將兵諸士の偉勳によつて支那全土の大半を席捲し、蔣政權は僅にその餘喘を保つに過ぎずして、汪精衛を首班とする新中央政權も將に成らうとしてゐます。しかし時局の前途は果して如何でありませうか。聖戰第四年を迎へて國民の中には平和既に近かるべしと心ひそかに期待するものなれど致しませぬ。或は歐洲戦亂の勃發によつて國際情勢の好轉を豫想し、聖戰目的完遂目睫にありと考ふる者も絶無としないのであります。けれども我等はこの近眼者流の誤れる見解を斷乎として是止せざるを得ないことを痛感するものであります。

三年前皇軍が敵國の首都南京を占領した時、國民は之を以て事變は一段落を告げると思つたでありませう。しかし蔣介石の指揮する黨軍は徹底的抵抗を持續し、戦争は益々擴大して徐州會戦から武漢作戦に發展し、廣東、海南島に及び

遂に皇軍は長驅して廣西省南寧を占領するに至りました。蘆溝橋一發の銃聲を聞いた時果して何人かこの大戦争を豫見したてありませう。

そもこの度の戦は、支那人特に蒋介石の日本に對する認識不足と、その日本の實力誤算から出發し、又日本の支那に對する研究不足、認識不足によつて始められ又深められたのであります。極端に云へば日本人の多くは支那を日清戦争時代の支那と見送り、近代支那の實體を把握してゐなかつたのであります。支那人と云へば利己的で、臆病者で、支那の社會は二三の野心家や軍閥、権力家から動かされてゐるやうに考へてゐたのであります。

然るに最近に於ける支那は抗日救國のスローガンにより、蒋介石を中心とする軍事政治のみならず經濟、外交、思想に至るまでこれを統一し、何時の間にか一個の民族國家を形成してゐたのであります。現代支那の國家觀念、民族意識は我々の豫想以上に旺盛であり、殊に支那國民の中堅層、智識階級の愛國的精神は熾烈

でありまして、今日の支那を動かしてゐるのは全くこれ等中堅分子であつて、抗戰の底力がないのは決して既成の軍閥や、既成の政治家ではないのであります。我々が名前を知らないやうな無名の中堅分子が、蔣政権は一地方政權に轉落しても新しい支那を動かしてゐるのであります。日本は事變の解決の爲にはこの支那の實體とその實力とを無視してはならないのであります。

又汪精衛を首班とする新中央政府が出来たならば、たちどころに日支の紛争は片付き平和克復に至るであらうと考へ、その成立が永びくのをもどかしがる傾向も相當うかゞはれます。

然し、戦争の最中に武力を持たない汪精衛が蒋介石の切り崩しに苦心してゐる中で重慶をひつくりかへすやうな中央政權を立てるといふことは並大抵のことではありません。日本の武力を以てすればなんでもないが、それでは獨立支那政府には成り得ないのであります。支那人の、でロポットでない魅方のある支那の、中央政權

を作り上げ、前に述べた現代支那の底力を爲す愛國中堅分子を糾合するには、内政問題上いろいろ支那人同志の苦心を要ませう。急いで下手なものが出来るよりも落着いて立派なものになる方がよいのであります。

たとひ今急に中央政府が出来上つても重慶政府が屈伏しない限り、東西の二勢力が恰も南北朝のやうに正閏を争ふ戦が續けられ、武力を持たぬ汪精衛は日本軍の重慶討滅に便乗して戦ふことになりませう。従つて重慶が潰滅するまで戦は續くのであります。又、蔣政権が潰滅しても支那内地の治安維持が保たれ、日本人の生命財産が保障されるやうにならなければ急に日本軍を引くわけには行かないし、且つ防共が東亞和平の絶對要件である以上、共產勢力に對する所要の國防兵力を日本が支那の所要地域に駐屯させることも必要であります。新中央政府樹立即ち平和克復と考へるのは大なる誤りで、新中央政府樹立後に於ける日本の新東亞建設の役割は實に大きいのであります。

かく考へて来る時、今次事變、ひいては東亞新秩序の建設の大業は實にこれからであります。戦争はまだ永く續きませう。従つて今後に於ける我が國の經濟事情の逼迫も益々大なるものと覺悟しなければなりません。軍需品の充實供給と、持久戦に必要な輸出貿易の増強を期する爲には、國內平和産業への生産統制も益々強化しなければなりません。生活必需品の配給統制、或は切符制度、必需品と云へないものゝ生産や販賣の制限もいよゝ重壓を加へて来るものと思はなければなりません。戦時經濟事情の適切を期する爲には、まだ國民消費の抑制を行ひ、國民貯蓄の強化を圖らねばなりません。悪性インフレーションの防止の爲には物價政策の強化も行はれませう。全く國家總動員の態勢は彌々積極化されざるを得ないのであります。

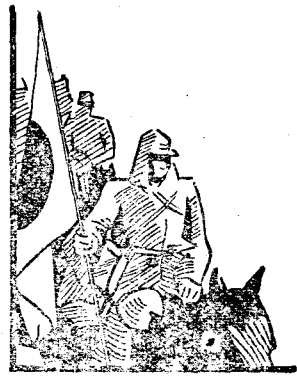
軍事行動の永續と云ひ、經濟生活の逼迫と云ひ、その他あらゆる分野の總動員を以て戦はねばならぬ上に、國際情勢は所謂複雑怪奇を極め

外交關係の好轉惡轉は、皆自國強化の爲に爪牙を砥ぎつゝある過程の上一下である云ふ大波瀾の中に立つて、我々國民はしつかりした信念と堅忍持久の精神とを以てこの聖なる大業に邁進しなければならぬのであります。

これだけの大軍を進め、これだけの大犠牲を拂つた以上、事變を根本的に解決し日支の禍根を一掃し、東亞の安寧幸福を獲得するまでは決して手をゆるめ心をゆるめてはなりません。世界は我が國內の状況を注視してゐます。全國民は更に一致團結し、今こそ臥薪嘗膽して國策の徹底的遂行に邁進しなければならぬのであります。

皇軍の武力は天下獨歩であり、武威は遠く重慶を壓してゐます。しかしこれに伴ふべき政治外交、思想、文化、經濟、謀略、宣傳等あらゆる分野に於ける國家總力が巧く行かねば、今次事變の處理は達成出来ないであります。果實を收穫するに急であつて栽培の努力を忘れてはならぬのであります。日本人の總力が打つて一

九となり、全國民が本當に一個の利害を拋棄して、一身一家を擧げて國恩に報ずる處に事變解決の途は拓けるのであります。



本 格 的  
長 期 的  
來 戰 格 的  
來 戰 的

◆今日迄の戦果

不擴大方針による事變處理の希望を棄て、已むを得ず全面的戰爭に轉じた帝國は、御稜威の下に舉國一致の態勢を固めて聖戰に臨み、皇軍は赤誠溢れる銃後の後援をうけつつ陸に海に空、偉大なる戦果を收め、之に併行する建設の事

業をも著々進めて居ります。

即ち現在迄に皇軍が暴戻なる支那軍に與へた損害は、兵員に於て死傷、投降、逃亡等を合せて二百五十萬に近く、戦利品も亦莫大の數量に上つて居り、占據地域は實に帝國の全面積の二倍半、この中に在る支那良民及び歸順民は二億に近く、蒋介石の勢力範圍にある人民の數よりも遙に多いのであります。而して此の地域は所謂支那の中原であつて、政治、經濟、文化等の主要都市の大多數と之を繋ぐ水陸交通の幹線とを收めて居ります。尙此の地域を包んで敵軍と相對峙する戦線の長さは實に三千六百軒(九百里)に餘り、世界大戰に於ける聯合軍の西部戦線七百軒に比べると四倍以上に當ります。又海にあつては我が無敵海軍の作戦によつて支那艦船の大部を撃沈し、長大なる海岸の封鎖を完成し、制海權を我が手に收めて居ります。更に空にあつては、敵機に與へた損害は撃墜及び地上爆破を合せて二千餘臺に達し、制空權を我が手に收め、敵の空軍をして到底我が内地への渡洋

撃が出来ない様にして居ります。

建設の方面に於ては、皇軍の作戦に隨伴して到る處に宣撫工作を進め、治安維持會の設立を援助し、取り敢へず安定を計つて居りますが、安定した地域には本格的な政權が生れ、蒙疆政府、臨時政府、維新政府等何れも帝國の協力によつて堅實な基礎の上に成長し、政治、經濟、文化等の各般に互る復興と共に民衆は逐次塗炭の苦境から救ひ上げられつゝあるばかりでなく今やこれ等の統一による中央政權の誕生も近きにあります。

凡そ一國對一國の戦で、僅かの年月の間にこの様に偉大なる戦果を收めた戦は世界の戦史にもその類例がないのであります。夫れにも拘らず、事變處理の全局から見れば、事變は未だ時を越して居りません。文字通り長期戦であり國家總力戦であつて、其の成否は今後に於ける國民の努力と國家總力戦の如何に繋がるのであります。

◆愈々本格的國家總力戦へ

日清戦役も日露戦役も、當時の帝國の實力にとつては何れも國家の興廢を賭した戦であつたが思想や經濟は武力戦を支持するに止まり、之によつて直接攻防を行ふことはなく、武力戦の勝利は直に戦争全局の勝利であつたのであります。然るに前の世界大戦以來、戦争は其の規模に於ても方法に於ても大なる進化を遂げ、思想經濟、政治、外交其の他一切の方面がこれに參加し、従つて男女の別なく一切の國民が戰士として働かねばならぬことになつて來ました。即ち國防に於ては所謂廣義國防となり、戦に於ては所謂國家總力戦になつたのであります。武力戦に勝つても此の總力戦に勝たねば戦争の勝利とならないのであります。

此の様な意味で、今次の支那事變は正しく國家總力戦であります。若し此の事變が蘆溝橋事件當時の不擴大方針で處理出來たならば、勿論局部的な武力戦であります。更に全面戦争を決意した後に於きましても「支那軍の暴戾を膺懲し、南京政府の反省を促す」といふ帝國政府

の聲明の範圍で、南京陥落の頃事變が解決したならば、主として武力戦の戦果を以て事變全局の勝利となり得たのであります。然るに事變は之等の方法で解決せず、本格的な長期戦に移り抗日國民政府の反省の見込もないので、更生新支那の建設に協力し、更に東亞の新秩序建設に邁進するに及んで、愈々本格的な國家總力戦となつて來ました。何となれば抗日支那の企圖する所は第三國の支援の下にゲリラ戦等の方法によつて長期戦を敢行し、之による日本の經濟的疲勞、國民精神の弛緩、國內思想の分裂等に乘じ、第三國の干渉を藉りて日本を敗戦に導かんとするのであります。之に對してはどうしても長期戦となり、國家總力戦とならざるを得ないのであります。

◆總力戦の實體

事變の情況が斯くの如く進展しましては、帝國はどうしても次の様な諸方面に互つて國家總力戦を敢行せねば、これを解決して所期の目的を貫徹することは出來ぬのであります。

第一、抗日支那軍を潰滅し、更生新支那地域の敗殘兵、匪賊、共產匪、共產軍遊撃隊等を討滅して治安を肅正する武力戦。

第二、日本精神を振興し、聖戦の確信に徹し舉國一致、堅忍持久、事變の目的を貫徹すべき鞏固なる思想鐵壁を構成して抗日支那、並に之を支援する第三國の思想攻撃を撃攘すると共に東亞特に支那に侵入せる共產主義、個人主義、自由主義等の思想を撃滅し、日本精神を中核とする東亞思想を建設すべき思想戦。

第三、世界に於ける防共樞軸を強化擴大し、東亞に於ける新秩序建設を支那及び列國に是認せしむべき政略戦並に外交戦。

第四、第三國の支援に依存する抗日支那の經濟力を潰滅し、第三國より帝國に加へんとする經濟壓迫を克服し、帝國の偉大なる力を發揚して大東亞經濟結合を完成すべき經濟戦。

右の様な次第であるから、今次の事變に於て帝國は東亞特に支那といふ舞臺を中心として、武力戦によつて抗日支那と戦ひ、思想戦によつ

ソ聯邦の共產主義並に歐米の個人主義、自由主義と戦ひ、政略戦並に外交戦によつて支那及び特に抗日支那を支援する第三國と戦ひ、經濟戦によつて抗日支那及び帝國と利害相反する國々と戦つて居るのであります。それ故に抗日支那に對する武力戦だけに就て前に述べた様な大なる戦果を收めても、事變全局の勝利とはなりません。更に不屈不撓。武力戦を始め思想戦、政略戦、外交戦、經濟戦等の總てに勝利を得なければ、本來の目的とする東亞の新秩序建設は完成しないのであります。即ち文字通り長期戦であり、本格的な國家總力戦であつて事變は未だ峠を越して居らないのであります。



### 中等學校入學者 選抜方法の 新制度に就て

此の度、文部省の英断に依つて中等學校入學者の選抜方法が全國的に改正され、本縣でも昨年十二月新制度の實施要項を發表致しました。愈々此の三月から所謂「學科なし」の選抜方法が行はれるのでありますが、此の機會に新制度の精神なり實施方法なりに付てお話し上げ、特に父兄の方々の御諒解を得て、此の度改正の目的達成に向つて御協力を頂きたいと思ふのであります。

申すまでもなく今度改正の本旨は準備教育の弊を一掃し小學校教育の本旨の貫徹を圖るにありるのであります。其の第一の要件は學科試験廢止であります。即ち小學校の教科に基く試問をなさしめないであります。長、間、所謂入

學試験の名を以て呼ばれ、父兄や愛けな子供達の憂鬱な悩みの種となつてゐた處の學科試験を全然やらないのであります。

御承知の通り、入學試験に依る弊害が教育上の問題としてのみでなく社會上の問題として取上げられ、此の儘では子供達の不幸に止まらず、國家の將來のため由々しき問題であるとして憂慮せられましてから随分久しくなるのであります。其の間文部省でも改正に改正を加へて今日に至つたのであります。そして愈々根本的に改正を斷行するのでなければ其の弊害を一掃することが出来ないと云ふ決意の下に、今度の改正を斷行した譯であります。

小學校の教育は改めて申上ぐるまでもなく、國民全部が受けなければならぬ基礎教育であります。子供達を立派な日本國民として育て上げ、御國の役に立つやうにするのが其の目的であります。だから小學校は上の學校に這入るための準備をやるのではなく、上級學校に這入る子供も這入らない子供も、皆んな光ある皇國

の民として必要な基礎的の教育を以てするのであります。處が、此の學科試験が行はれてゐる限り、どうしても小學校の教育がこの本道から離れがちになり、入學試験のための歪められた教育が知らず識らずに行はれるのであります。算術の入試があれば算術だけに、國史になれば國史一本にと云ふ風に、教育の行き方がなつて行くのは一の勢であります。

之では小學校教育の本筋から見、誤つてゐることは申すまでもありません。處が此の準備教育の弊害と云ふものは、一般の方々が考へて居ります以外に深刻なものであるであります。特に發育盛りの子供が、入學準備のため其の健康をどれ程害はれてゐるか云ふことは、私共の氣付かない間に、非常に進んでゐるのであります。文部省で調査致しました受験準備をした子供と、さうでない子供との身長、體重、胸圍等の體格上の發育の相違、或は出席、缺席の對比等が餘りにはつきりとしてゐるのを見ますと其の弊害の深いことに慄然とするを覺へるので

あります。

特に、今日國民の體力が弱くなるのに付て心配せられてゐます際、之は重大な問題であります。我國も此處に聖戰第四年を迎へまして、國民全體が力を盡して、興亞の大業を完成しなければなりません。教育も亦此の大業を脊負つて起つ將來の國民を育てなければなりません。艱苦を克服する精神力と體力とは、どうしても缺ぐことの出来ない二つの大切な要素であります。此の體力を養護鍛錬すべき一番大事な時期を、入學試験のために蒼白い生活に閉ぢ込めて置くことは、決して看過することの出来ないことでもあります。

學科試験を廢めたこと云ふことは、大體以上申しました理由に依るものであります。子供は勿論私共兩親の子供達であります。同時に畏れ多くも陛下の赤子であり國家の子供であります。私共は國家のため、私共の子供達を健かに育て上げ立派な日本國民たらしめなければなりません。それが親としての國家に對する義務



であります。さう云ふ心構へで、此の度の學科試験廢止の意味を御諒解頂きたいと思ふのであります。

二

扱て、學科試験を廢めて、どんな方法で入學者を決めるかと云ふことになりませんが、之は既に縣で公表致しました通り、小學校長の報告、所謂内申と云はれてゐますものと、中等學校で行ふ口問口答に依る人物考査と、身體検査の三つを綜合して決めるのであります。此の三つのものを綜合して判定すると云ふことは、此の中のもの一つが重いと云ふことでなく、何れにも偏せぬ取扱いをすることでありませぬ。

小學校長の報告は、長い間子供を手塩にかけて、其の成長發達の経過を見て來て居りますので其の内申を求めまして之を審査するのであります。報告の内容は志願兒童の學業成績と性行身體の全般に互る詳細なるものでありまして、學業成績に付ては、最終二學年のものを報告するのであります。唯此の度の改正は、一般に内

申を重く見るやうに考へられてゐますが、本縣では、前申しました通り三者を偏しない立場で取扱ふのであります。

特に内申を重く取扱ふことは、小學校で席次競争に心を用ゐるやうな結果を招く惧れもありませんので、本省の指示に依り之は避けたのであります。此の報告書の作成に付き、世間では情實云々のことが一部で申されませんが、之は私共教育者に取つては洵に心外の至りでありまして若しかやうなことがありますなら、それは教育の權威と教育者の威信を根こそぎにするものでありますから、當然責を取るべきでありませぬ。唯報告書の作成は、小學校で五人以上の委員會で之に當る譯でありますから、情實の這入る隙も甚だ狭いことになります。どうか報告書の作成に付ては、教育者を信頼して頂きたいと思ひます。

前申しました通り、報告書は學業、性行、身體の全體に互つて小學校教育の経過が報告されるのでありますから、席次がいかゞ大丈夫だ

席次が餘り良くないから駄目だと云ふことにはなりません。身體、人物と云ふものに付ても、良くなければ、優秀だとか大丈夫とかは云へないのであります。同時に、之等の報告書の内容は、學科だけのやうに俄か仕込みでは良くなりませぬ。要は小學校全過程を通じて知、徳、體を一體とする人物向上が必要であります。中等學校側では、先づ此の小學校長の報告書を審査致します。さうして此の他に人物考査、及び身體検査を行ふのであります。

人物考査は主として口問口答に依つて考査するのであります。之は知識や暗記力を検査するものではありません。小學校の教育、或は家庭の教育を通じて子供が身につけてゐる徳性に基く判断を見るのであります。判断とは全人格の総合的な働きでありますから、知識の方もその中に入つてはゐますが、併し今申しました如く、知識其のものを考査するのではありませぬから、受験兒童が知らない場合には、其の知識を與へ

でも宜いのであつて、之を補助した誘引したりして、結局子供が其の徳性の方面にどんな判断を示すかを見て、人物を考査する譯であります。従來の學科試験は、例へて申しますならば一發の彈丸的を射させて中るか中らないかを見やうとするものであります。此の度の新方法は、兒童に備はる総合的人格的存在を絞り出す意味に於て、たぐり／＼調べるやり方でありませぬ。

然らば、どんな問題を實際に聞くか實例をあげて説明せよと云ふ希望がありますが、之は却つて準備教育を引き出す結果になりはしないかと思はれますので差控へます。各中等學校で慎重に研究せしめて實施することになつて居ります。唯問題の選抜は、次のやうな標準からなされると思ひます。

それは第一に、兒童の日常生活に於て經驗する普通の事項と云ふのでありますから、或る特殊の家庭官吏とか商人の家庭で育つた子供だけしか經驗しない事柄は問題になりませぬ。大



體子供が一樣に經驗してゐて分つて居ると思はれるやうなことが問はれるでせう。

第二に徳性に基く判断ですから、修身其の他の教科に關する知識を考查するのではないと共に、日常の生活に即しない抽象的な問は行はれませぬ。あくまで具體的に子供の生活に深い關聯を有つものが選ばれるでせう。

第三には、昔或る一部で行はれましたやうな程度の極く低い無意味な雜問でなく、尋常六年であれば、尋常六年の能力が分るやうな深さのものが問はれることになりませう。

斯様な問題に付て口問口答を續けて行く間に子供の道徳性を考查する譯であります。それは應答だけで決めるのではなく其の間の様、行動等をも見て決めるのであります。寡黙な子供内氣な子供、よくしゃべる子供、或はませた子供等に依つて利益、不利益があるやうに考へられますが、子供の不用意の裡に現はるる赤裸々の態度、兒童の動く相に現はるる性格、様を見に行く譯でありますから、特定の子供が利益で

さうでないのは固ると云ふやうなことはありませぬ。本縣では口問口答のやり方には慎重を期し、時間の如きも相當ゆとりを見て之に當りたいと考へて居ります。

次に身體検査は疾病、及び異常と發育、及び榮養並に運動能力の三つに付て行ひますが、特に疾病及び異常に重きを置いて検査致します。疾病及び異常に重きを置きますのは、上級學校の修學に支障があるかないかを先づ決めなければならぬからであります。勿論、發育、榮養、運動能力も優れてゐるだけい譯であります。先づ疾病異常があるかを見るのであります。世間では、今度は身體が非常に重く見らるるので、一寸したことまで心配してゐられるやうですが、中等學校の學修に妨げとならない場合には差支へありません。發育及び榮養に於て體重が之だけ軽いとか、或は運動能力で走るのが一秒遅いからと云つて心配したり、急に之に對する對策等を考へることは、少しも必要のないことでもあります。若し身體が悪くて中等學

校の修學が無理な場合は、もう一よく養護し又よく鍛鍊して志願すればいい譯であります。決して焦つて無理な練習をやらして却つて身體を害はすやうなことのないやう御注意を願ひます。學力の一、二年遅れるのは將來幾らでも取返せますが、身體を一度害ふと生涯取返せないかも知れませぬ。

三

大體以上のやうな方法に依つて入學者を選抜決定するのであります。之でも其の判定が困難な場合があるかも知れませぬ。本省は抽籤の方法をも指示して居りますが、本縣と致しましては之を避けて、煩を厭はず勞を惜しまず、再考査、再試問等致しまして之を決定する方針であります。

此の度の方法は、從來の學科試験の方法に較べますと、著しく手数が加ふるのであります。唯今までは入學試験で子供が非常に苦しんでゐた。是からは先生の方が子供に代つて苦心すると云ふことになりませぬ。先生方が一生懸命で綿

に考査する。そして父兄母姉の方が之に協力して子供の健康、其の他教育に萬全の注意を拂ふことに依つてのみ、本改正の目的とする處が達せられるのであります。

抑々入學試験とか、入學難とかが喧しく申されますのは、入學志願者の全部が、中等學校に入れないと云ふ極めて明瞭な原理から起るものであります。若し志願者の全部が入學出来れば問題は陽光を浴びた雪のやうに溶け去るのは云ふまでもありませぬ。だから中等學校收容力の増加と云ふことは極めて根本の問題であります。本省でも此の度の學科廢止の選抜方法は入試問題解決の一環であり、其の他重大な解決策として收容力増加を強調して居るのであります。本縣に於きまして、此の點には深く考慮を拂ひまして、財政の許す限り努力して居るのであります。漸次之が實現を見つつあるのであります。唯特に父兄の方々にお願ひ致したいことは、如何に中等學校の收容力を増加致しましても一方に志願者が著しく押しかけて來るや

うな現象を起しますと、依然として問題は解決されないであります。子供の能力、適性等よく考慮せられまして、小學校ともよく相談して進學を決められたのであります。A學校に這入つて何時も成績其の他で心配するより、B學校で悠々勉強させた方が、子供の伸展性の上から見ても結果はいゝと思ひます。

本縣で選抜實施の期日を成るべく一致させたいと思ひまして、尋常科から這入る學校は全部三月二十四日から四日間、高等科から這入る學校は全部三月十八日から四日間の中に行ふことに致しましたのも、一方に激しい入學難を惹き起さないためであります。

尙ほ入學選抜の當日は父兄の方々、その他附添ひを校内に入れないやうな申合せが、中等學校長會議で決つたのであります。之は入學試験等と殊更意識させて、子供の心理を亂さないためでありまして、入學試験等と云ふことが父兄の頭からも、子供の頭からも綺麗に取り去らるゝ、只管小學校教育の本道にいゝしみ、且つ

いそませるやうにありたいものであります。以上新選抜方法の精神、及び其の運用に付て概略申述べたのであります。之を要しますに小學校教育をして小學校教育の本然の相に歸らしめ、心身共に健康潑刺たる子供を育て、以て興亞の大業を將來脊負つて起つ忠良有爲なる國民たらしめる大目的の下に、今度の改正を見た譯であります。之を小にしては家庭の子供を健全に明朗にするための制度でありますから、父兄母姉の方々の充分なる御諒解をお願い致す次第であります。

(學務課長ラヂオ放送)

△ ◆ ▽

### 殷賑産業方面の

### 貯蓄勵行を望む

聖戰茲に三ヶ年、我が國は非常なる決意の下に、この難關を打開して東亞新秩序建設の達成

を企圖し、上下學つて、これに邁進してゐることは一般によく了知せらるゝ處である。

然るに軍需完全供給、輸出振興、將來に對する生産力擴充施設の充實等の大國策の爲に、我が國內に於ける各種の生産及配給の統制を實施せられ、爲に平和産業方面に於ては極度にその操業を抑制せられてゐるに拘らず、右の國策による擴張産業方面に於ては非常なる殷賑を呈してゐるのであるが、尙近時歐洲の戰亂によつて殷賑を招いてゐる部面も相當あると思はれるのである。

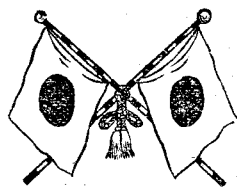
國民貯蓄の必要については從來屢々記す處であり、限りある我が國の正價を以て長期戦に要する限りなき多額の戦費を計理する爲には、必ず國民の絶大なる覺悟を以て生活を緊縮し、貯蓄を行ふことに依つて物價の昂騰を抑制すると共に、國內保有金の對戦資金への轉換を圖らなければならぬのであつて、世界の眼は今や大陸に於ける戦闘の勝敗如何よりは、我が國內經濟界の耐久力如何に集中してゐるのであるが、

この國內經濟界の耐久力は國民の貯蓄を以て最も重要な先行必須事項とするのである。

然るに目下一般國民の貯蓄は相當程度に勵行されつゝあるに拘らず、一面國民貯蓄獎勵に當つて特に重點を置くべきこの殷賑産業部面に於ける貯蓄實行の狀況が、未だ必ずしも充分であると云へない状態にあるのは遺憾の事である。

今回國民貯蓄獎勵局長官より各稅務監督局長に對して、今後その管下稅務署に於て殷賑産業關係法人個人の所得、營業收益等の調査を行ふ場合は、其の部内に於ける貯蓄狀況をも聽取する等の方法によつて貯蓄獎勵に對する關心を喚起すると共に、一層の熱意を以て貯蓄獎勵に當るべき旨當局者督勵方の配意を求めた趣であつて、本縣に對しても其の旨國民貯蓄獎勵局長より通牒せられてゐるが、本縣内に於ける殷賑産業關係者方面に於ては、此の際この國家の難局に處する現狀を充分認識せられ、極力冗費を省き奢侈を慎み、生活を緊縮し、貯蓄を勵行して國家の政策に協調せられんことを期待してや

まない。  
本年度百億貯蓄目標に對する本縣目標三千萬圓の達成につき、縣民は着々これが實現に精進してゐるのであるが、縣下未曾有の旱害等の爲にその目標額達成については、尙一層の努力を必要とする現狀にあるのであるから、一般縣民はもとより、特に殷賑産業にたづさはらるる方面に於ては格段の協力を希望する次第である。



### 紀元節 國民奉祝 實施要項

一 趣 旨  
紀元二千六百年の紀元節に當り、聖徳を欽仰

し、聖壽の無窮を壽ぎ奉ると共に紀元二千六百年の嚴肅なる意義を體得し、愈々肇國精神を發揚し、皇運扶翼の實を擧げ、以て國運の無限の發展に邁進すべき國民の覺悟を固むる趣旨の下に奉祝を行ふこと。

#### 二 實施方法

- (一) 當日午前九時を期し「國民奉祝の時間」を設定し、各家庭其の他の場所に於てそれ〴〵宮城遙拜を行ふこと、此の爲同時刻には汽笛サイレン、鐘を用ふる等適當なる周知方法を講ずること。
- 尙ラヂオは同時刻に「國民奉祝の時間」の放送を行ふこと。
- (二) 官公衙、學校、銀行、會社、工場、船舶等に於ては成る可く前項の時刻に式典を行ふと共に本文趣旨の徹底を圖ること。
- (三) 官國幣社以下神社に於て執行せらるる紀元節祭には、市區町村民は多數參列すること。神社の祭典は成る可く午前十時を期して執行せらるる様取計ふこと。

- (四) 地方の實情によりては黎明參拜、又は市町村、官公署、學校、會社、工場、各種團體等による團體參拜をなすこと。
- 參拜に際しては成る可く既定の紀元二千六百年奉祝記念事業に關し神前奉告、神前宣誓をも併せ行ふこと。
- (五) 市區町村（又は特に紀元節奉祝を目的とする團體ある場合に在りては、當該團體に於て市區町村と密接なる連絡の下に）市區町村民の爲、神社其の他適當なる場所に於て嚴肅に奉祝の方法を講じ（建國祭等）本文趣旨の徹底を圖ること。
- (六) 式典其の他奉祝の行事は神社の祭典と密接なる關聯の下に行ふこと。
- (七) 式典には成るべく紀元二千六百年奉祝會撰定「紀元二千六百年頌歌」を齊唱すること。
- (八) 建國祭行事中家庭に關するものは成るべく家庭に於て實施すること。

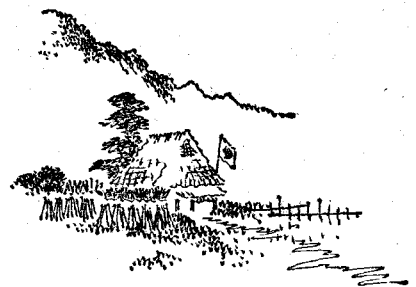
#### 三 實施上の注意

- (一) 本要綱の實施に當りては、克く紀元二千六百年紀元節の嚴肅なる意義と時局の重大性とに鑑み、苟くも浮華輕佻なる祝賀氣分に墮せざる様留意すること。
- (二) 實施方法中七の「紀元二千六百年頌歌」の齊唱は「君が代」及「紀元節唱歌」の齊唱より後順位とすること。



汗で報國

貯蓄で護國



紀元二千六百年  
紀元節奉祝  
實施項目

紀元二千六百年の

紀元節に際して縣民等しく奉祝の誠を效すべき實施要目については、別項記載の如く鳥取縣精勵常任委員會の決定にかゝる「紀元節國民奉祝實施要綱」が示されてゐるのであるが、尙これが實施上の細目について一月二十七日、紀元二千六百年奉祝鳥取縣評議常任委員會が開催せられて次の如くその奉祝實施項目が定められた。

△紀元二千六百年  
紀元節奉祝實施項目

昭和十五年紀元節に於ける奉祝行事の實施に

關しては昭和十五年一月二十日鳥取縣精勵常任委員會決定紀元節國民奉祝實施要綱に基きそれ〴〵地方の實情に應じ計畫すべきも其の實施項目を擧ぐれば概ね次の如くである

◎神社を中心として行ふべき事項

一 紀元節 祭  
午前十時を期し各神社共大祭として紀元節祭を執行すること

二 皇威宣揚祈願

神社に於て祈願祭を執行する外一般參拜團參拜者の希望に依り皇威宣揚祈願祭を行ふこと

◎市町村を中心として行ふべき事項

一 式 典

建國祭式典は土地の狀況に依り行ふべきも本年の紀元節は紀元二千六百年の意義ある年に付き市町村に於て盛大に舉行すること

實施方法は建國祭本部「紀元二千六百年建國祭施設要項」の例示参照のこと

二 行列及神社參拜

式典終了後參列者一同行進の上最〴〵神社に參

拜して皇威宣揚祈願をなし紀元二千六百年奉祝記念事業に關し神前奉告、神前宣誓を行ふこと

三 紀元節祭參列

午前十時より執行の紀元節祭には市町村民多數參拜せしむること

四 國旗掲揚

紀元節奉祝の爲必ず各戸に國旗を掲揚せしむること

五 國民奉祝の時間午前九時の國民奉祝の時間を勵行方各戸に周知徹底の方法を講ずること

六 其 他

講演會、建國の夕等を適當に開催し建國精神の高揚と時局認識を深化せしむること

◎學校を中心として行ふべき事項

各學校に於て紀元節拜賀式を舉行するは素より奉祝行事として左記事項を實施すること

(一) 中等學校

1 建國祭

學校に於て式典を舉行するか市町村に於ける式典に參列すること

2 神社參拜

式典に引續き全員行進して團體參拜をなすか代表者を參拜せしめて皇威宣揚祈願をなすこと

3 講演會

建國精神を明徴にし又は時局に關するものを中心として講演會を開き又は訓話をなすこと

4 體育大會

武道大會、スキー大會、強行軍等を開催すること

5 建國資料展覽會

適當なる資料を蒐集して展覽會を開催し建國精神を徹底せしむること

6 生花大會

主として女學校に於て開催すること

7 梅の節句

學校に相應しき行事を行ふこと

(二) 小 學・校

- 1 式典及神社參拜  
學校に於て拜賀式に引續き式典を舉行するか市町村等に於ける式典に參列し且行進して神社參拜をなすこと
  - 2 兒童作品展覽會  
建國精神の喚起と培養に適切なる手工、手藝、書方、圖畫、作文等の作品を蒐めて展覽會を開催すること
  - 3 兒童學藝會  
建國に因む童謡、舞踊、劇、レコード演奏等の學藝會を行ふこと
  - 4 武道並體育大會  
武道大會、スキー行進、雪合戦、強行軍等を開催し耐寒尙武の氣風を養ふこと
  - 5 梅の節 句  
學校の行事に相應しき行事を行ふこと
- (三) 青 年 學 校  
小學校と合同又は單獨にて中等學校、小學校

等の行事に準じて適當に行ふこと。  
◎各種團體を中心として行ふべき事項  
一 式 典 參 列  
市町村學校等にて舉行される式典に團體員を參加せしむるか或は團體に於て式典を舉行すること

二 國民奉祝の時間  
市町村學校團體等に於て開催の式典に參列せざる團體員と雖も各在所に於て午前九時の國民奉祝の時間を嚴肅に行はしむること

三 神 社 參 拜  
神宮又は神社に團體參拜をなし又は團體員の朝詣り行事をなし皇威宣揚の祈願をなすこと

◎家庭を中心として行ふべき事項  
一 國旗の掲揚  
各戸洩なく國旗を掲揚すること

二 國民奉祝の時間  
家に在る家族は全員揃つて午前九時を期しラジオに合せて國民奉祝の時間を嚴肅に行ふこと

三 神 社 參 拜

- 午前十時各神社に於て行はるる紀元節祭には各戸一名以上參拜すること
- 四 梅 の 節 句  
イ 朝 詣 り  
正月の初詣と同じく神社に朝詣りをなし皇威宣揚を祈願すること  
ロ 神 祭 り  
家庭の神棚を淨め神を飾り供物をなし一家揃つて拜禮すること  
ハ 内 飾 り  
五月人形、雛人形の内より適當なるものを飾り或は相應しき掛軸を掛け梅の生花を添へ赤飯又は建國團子を供へ一家楽しく奉祝すること

◎縣廳に於て實施すべき事項

一 紀元節拜賀式  
午前九時儀式場に於て縣廳員の紀元節拜賀式を舉行す

二 表 彰 式

午前十一時より縣會議事堂に於て表彰狀傳達式並表彰式を舉行  
午後二時より會議室に於て土木關係表彰式の舉行

三 紀元節供進使參向  
官國幣社、縣社に於て行はるる紀元節祭に各部長以下供進使として參向

◎鳥取市を中心として行ふべき事項

一 建國祭式典  
午前十時半鳥取市公設運動場に於て記念式典を舉行

二 市内大行進  
式典終了後鳥取市内を智頭街道、五臟園、二階町、若櫻街道、大工町、護國神社の順路にて大行進

△紀元二千六百年  
紀元節記念式典次第

鳥取市に於ける行事

一 式典  
式場 鳥取市公設運動場  
式次第

- 1 集合  
参加團體は午前十時までに公設運動場に集合を終る(學校にありては各々拜賀式を終へて出發のこと)入口受付にて團體名、人數、代表者を報告の上、所定の場所に整列す。
- 2 開式 午前十時三十分
- 3 國旗掲揚
- 4 國歌齊唱
- 5 遙拜  
宮城  
檜原神宮
- 6 默禱
- 7 式辭
- 8 宣誓文朗讀
- 9 紀元二千六百年頌歌齊唱
- 10 萬歳三唱

11 閉式 (十一時)  
二 二千六百年記念大行進

- 1 順路  
公設運動場——智頭街道——五藏園——二階町——若櫻街道——大工町——護國神社
- 2 方法  
イ 各團體毎に四列縦隊にて所定の順位により發進  
ロ 喇叭、プラスチック等を附すること  
ハ 各自日の丸小旗を持つこと中等學校高學年は武裝のこと  
ニ 各團體の先頭には其の團體旗を立つ  
ホ 行進間は二千六百年奉祝歌愛國行進曲等を歌ふこと
- 三 護國神社參拜 解散  
各團體毎に到着順に護國神社に參拜して順次解散すること  
参加團體及其の参加人數(約一萬八人の豫定)

- 1 高農  
市内中等學校 小學校 青年學校  
(一中、二中、師範、養成所、商業、工業、烏女、因女、家政女、附屬、久松、遷喬、醇風、修立、美保、富桑、中郷、日進、稻葉、賀露)
  - 2 各種團體  
青年團、在郷軍人、警防團員、愛國婦人會、國防婦人會
  - 3 官公衙、銀行、會社
  - 4 其他一般市民
- 附記  
午後二時より濱坂砂丘に於てスキー大行進實施につき希望者参加



舊正月の心構へ

舊曆については既に七十年近い明治初年に於て、明治天皇の聖旨により大陰曆(舊曆)を廢して太陽曆(新曆)を使用することとなり、正月の如きも太陽曆によつて實施せられてゐるのであるが、本縣の農山漁村地方に於ては農業上の仕事の都合とか、降雪等の天然現象によつて依然として古い習慣が棄てられず、正月の如きも舊曆によつてゐる方面が非常に多い實情にある。抑々舊曆は更めて云ふまでもなく大陰、即ち月の満ち缺けを以て月々の標準としたものであるから、満月や新月は舊曆に合致するけれども、一般の季節等は太陽の運行によつて生ずるものであるから、太陽曆に依らなければわからないものであつて、太陽曆による



と節分は二月二、三日彼岸は三月及び九月の十二、三日、八十八夜は五月二、三日、夏至は六月二十二、三日、冬至は十二月の二十二、三日の頃と云つたやうに理然ときまつてゐるのであるから、農山漁村方面に於ても一日も早く舊態を改めて太陽曆によらねばならぬのである。

一部天文學者其の他の方面に於ては、太陽曆は西洋のグレゴリオ曆によるものであつて、その實際使用上に於ても幾分缺點があるから、これを更改するがよいと云ふ説をなしてゐる向もあるやうであるが、未だこれを定説として採用される機運にあるものでもなく、萬國いづれも文明國は太陽曆を實施してゐるものであつて、且つ我が國としては先にも云ふやうに、明治天皇の御心によつて太陽曆を使ふことに定められてゐるのであるから、縣民全部速かに舊曆使用の習慣を廢棄して太陽曆を使用すべきである。しかし今、現實にこの舊曆を使用してゐる部面が多數にあり、年末年始の諸行事が行はれてゐるので、鳥取縣精神總動員常任委員會では、

この舊正月に際しての心構へに就いて左の如く決定してその勵行を期することとなつた次第である。

◆舊正月に際しての心構に就き

鳥取縣精神總動員常任委員會決定

事變現段階に處し、益々我が綜合國力の充實發揮を期し、以て新東亞建設に邁進するため、舊臘一ヶ月間經濟戰強調運動を展開し、徹底的消費節約と貯蓄の勵行を圖り、更に光輝ある紀元二千六百年の新春を迎ふるに當りても、元旦の興亞奉公日を初めとし簡素にして専ら精神的奉祝を實施し、略々其の趣旨の普及と勵行を見縣民齊しく皇國無窮の發展の覺悟を新にせり、近く陰曆元旦を迎ふるに至れるも第一線將兵の晦日も元旦も區別する所なく身命を捧げて奮戰する實情を偲び、更に心を緩めることなく「國民生活綱要」並に經濟戰強調運動の趣旨を一層遵守勵行し之を恒常化する爲特に左記事項に就き格別の努力を致すこと

一 紀元二千六百年記念事業として各家庭恒久的貯蓄を計畫すること

一 舊節季年始の贈答は廢止すること

一 各種宴會の開催は差控ふることに

一 感謝報恩祭祀等古來の儀禮は専ら精神的とし浪費を慎むこと

一 屠蘇を祝ひ或は年始、回禮等に藉口して飲酒の傾向を助長せざること

一 消費の節約を斷行し餘剰金の貯蓄を行ふこと

一 新規購入は見合せ極力手持品の活用を圖ること

一 今一度生活が戰時態勢化されて居るかを反省し興亞生活の樹立を爲すこと



食堂等に對する

食糧充實及物資の

節約勸奨

事變はいよゝ長期戦に入り、且つ國際情勢は益々複雑化する現況に於て、強力日本を建設せんとする我が國は戰時下に於ける物資の消費節約、國民食糧の確保を計るの要切なるものがあります。依つて國民精神總動員鳥取縣常任委員會では特定物資の消費節約及戰時食糧充實運動要項を決定して居りますが、旅館、食堂、仕出屋、料理店等に於ても特別の工夫を凝して物資需給の現段階に適應した獻立を實施し以て縣の實踐を促し長期經濟戦に對處することを期待してゐます。

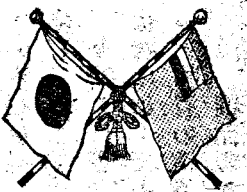
今同これ等食堂等に對して勸奨して居る要點は次の如くであります。

- 一 物資の消費節約
- 1 罐詰のグリーンピースの使用は廢止し食糧

- 2 季節的果物を用ひて菓子の使用を節約し且つ努めて砂糖、玉子の消費を防ぐこと
- 3 簡素にして榮養のある「時局献立」を工夫すること
- 4 毎日一日、十五日を「玉子無日」とすること
- 5 毎月一日、十五日を「コーヒー無日」とすること

二 食糧充實

- 1 興亞奉公日の他毎月十五日を「酒無日」とすること
- 2 飯米の節約を行ふ爲、飯の混食を行ふこと
- 3 辨當、カレーライス、チキンライス、ハインライス、井物等は大小二種を作り、残飯の生じないやう努めること



滿蒙開拓青少年  
義勇軍送出に  
一段の配意を望む

滿蒙の開拓は我が國策の最も重要なものの一であつて、滿蒙開拓が成功するか否かは來るべき新東亞の建設の成否に重要な影響を與へるものと云はねばならぬ。若しこの滿蒙開拓が意の如く進行しなかつたとすれば、幾多英靈の聖血もあたら無意味の流血となる懼れさへあるのである。而して滿蒙開拓青少年義勇軍はこの滿蒙開拓の大業の基調をなすべきものである。大陸發展の將來は實にこれ等青少年の力に俟たねばならない。

然るに本縣に於けるこの青少年義勇軍應募の最近の狀勢を見ると、期待に反して極めて低調不振であつて、今期の志願書受付期日も去る一

月二十五日を以て終了し、去る三月二十一日より本月六日に亘つて志願者の身體検査を施行してゐるのであるが、志願者数が尙不充分であるのである。

今回特に青少年義勇軍鳥取中隊を編成して送出する計畫を樹て、之に基く各郡小隊の編成を郡市教育會に委嘱して舉郡一致教育者の活動を期待してゐるのは、興亞教育具現の中核として焦眉の急に迫つてゐるこの重要國策の遂行實現を信倚して居るものであるから、先般縣よりも各學校長に對して各學校責任數送出に付き一段の配意方を通牒してゐるのであるが、一般縣民各位にあつても青少年義勇軍の國家的重要性を考慮せられて、青少年に對する格段の勸奨を希望する次第である。

三月三十一日発行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

- 一 表紙 米内首相
- 一 米内内閣の陣容
- 一 淺間丸ドイツ船客拉致事件
- 一 雁州を守る一漢口作戦に重要基地であつた口州の町はその後どうなつたか、又わが將兵はこゝを守るために如何に戦つてゐるだらうか
- 一 焦土に打ち寄す銃後の心一静岡へ、と全國からは奮然と同情が集る静岡市民もこれに答へて奮然として立ちあがつて新静岡の再建に力をふるひはじめた
- 一 東京市民 ハイキング
- 一 炭焼 奉仕
- 一 讀者のカメラ
- 一 讀者ページ
- 一 時局の動き ○週間日誌 ○新兵器のはなし(二)
- 一 ○百億豫算とわたしたちの生活 ○淺間丸事件と政府の方針 ○お嬢さん奉仕隊お報告書(下) (混合料理のすず)

- 標準海食料理献立
- 海外小話 ○陣中文藝 ○漫画 ○読後點描 ○寫眞週報問答



週報第百七十二號掲載内容

- 一 青島會談の経過 (内閣情報部)
- 一 昭和十五年度豫算の概要 (大蔵省)
- 一 極東を中心とする航空網 (逓信省航空局)
- 一 祭祀の制度と本年の紀元節祭 (内務省神社局)
- 一 淺間丸事件について (外務省情報部)

戦時統制物資講座

九

醫藥品

(厚 此 省)

X

X

X

昭和十五年二月二日印刷  
昭和十五年二月二日發行

發行所 島取郵政公報社  
島取縣島取市東町  
島取縣島取市大字古海  
島取縣島取市大字古海  
島取縣島取市大字古海